

○飯塚市工事費内訳書取扱要領

平成22年10月1日

飯塚市告示第244号

改正 H27-284、R4-95

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、飯塚市が発注する建設工事の入札について、入札参加者の積算能力の向上に資するとともに、不正行為の排除を徹底するため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 工事費内訳書の提出の対象となるのは、市が条件付き一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての工事とする。

(H27-284一改)

(提出方法等)

第3条 全ての入札参加者は、入札時に工事費内訳書を提出する。提出がない場合は、その者の行った入札は無効とする。

- 2 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- 3 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回は認めない。
- 4 提出された工事費内訳書は、談合等の疑いがあった場合には公正取引委員会及び警察に提出することがある。
- 5 提出された工事費内訳書は、情報公開(全部公開)の対象とする。

(様式及び記載内容)

第4条 様式は、A4判(縦、横自由)とする。

2 工事費内訳書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 工事名、入札者の所在地、商号又は名称、代表者(支店長等)の職名・氏名及び印鑑。ただし、飯塚市電子入札試行実施要領(令和3年告示第97号)に基づく電子入札システムにより行う入札(以下「電子入札」という。)の場合は、入札者の所在地、商号又は名称、代表者(支店長等)の職名・氏名及び印鑑を省略することができる。
- (2) 工事費の内訳は、設計図書に記載する費目・工種・種別・細目(建築積算基準によるものについては、工事内訳書の名称)に相当する項目に対応するものについてその金額を記載する。ただし、特に必要がある場合は、別途指示することができる。

(審査方法)

第5条 工事費内訳書の審査の対象は、落札候補者とする。落札候補者の入札を無効とした場合については、当該落札候補者の次に低い金額で入札した者(以下「次順位入札者」という。)が提出した工事費内訳書により行うものとする。次順位入札者の入札を無効とした場合については、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。

2 審査は開札後、落札決定までに行う。

3 くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者(くじ引きによる当選者)の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の行った入札が無効となった場合には、再度くじ引きにより対象者の決定を行い、該当者の工事費内訳書の内容を審査する。ただし、電子入札のくじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引きの対象者全者の工事費内訳書を審査する。その結果入札が無効となった者を除き、くじ引きにより落札者の決定を行う。

(R4-95一改)

(審査基準)

第6条 次に掲げる事項に該当する場合は、当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

(1) 工事費内訳書の全部又は一部が未提出の場合

(2) 工事費内訳書の合計金額(税抜き)と入札金額が一致しない場合

(3) 値引き、マイナス計上の項目がある場合(スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く)

(4) 指定された項目の内訳がない場合

(5) 内訳金額の計算に誤りがある場合

(6) その他重大かつ明白な不備がある場合

(その他)

第7条 提出された工事費内訳書の積算が他社と全く同一の場合、双方から事情を聴取し、場合によってはその入札を無効とする場合がある。

2 落札者を決定した後に落札者以外の入札参加者の工事費内訳書に不備があった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成22年10月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則(平成27年7月27日 告示第284号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第2条の規定は、平成27年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事について適用し、平成27年7月31日までに入札公告又は指名通知を行う工事については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日 告示第95号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。